

檀原地域クラブ活動参加者規約

(目的)

第1条 この規約は、檀原市立中学校在籍生徒及び檀原市内在住中学生の文化芸術・スポーツにおける多様なニーズに応える環境を保障するとともに、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を推進し、持続可能な活動の実現を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この規約による地域クラブは「檀原地域クラブ活動の基本方針」を踏まえた活動であり、檀原地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）とする。

2 地域クラブ活動の事務局は市が委託する運営団体・実施主体が担う。

(参加条件)

第3条 地域クラブ活動に参加することができる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 檀原市立中学校在籍生徒及び檀原市内在住中学生
- (2) 自主的・自発的に活動する地域クラブ活動の方針等に従うことに同意した者
- (3) 保護者から参加の同意を得た者

(参加申請等)

第4条 地域クラブ活動に参加しようとする生徒は、所定の方法により事務局へ申し込むこととする。

(参加費)

第5条 参加費は、活動運営に必要な経費として、毎月定額を支払うものとする。

- 2 参加費は、事務局が指定する方法により、前月までに前納するものとする。
- 3 令和8年4月分及び5月分の参加費は、令和8年6月分の参加費と同時に集金するものとする。
- 4 納入された参加費は、原則として返金しない。
- 5 月の途中で入会した場合であっても、定額の参加費を支払うものとする。
- 6 月の途中で退会した場合であっても、当該月の参加費は返金しない。

7 ただし、主催者の都合により活動が長期間実施できない場合、その他特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(活動日)

第6条 地域クラブ活動の活動日は、原則年間36回程度、週あたり土曜日・日曜日・祝日のいずれか1日とする。

2 各地域クラブ活動は、年間練習計画及び月別練習計画に基づいて実施する。

3 1日の活動時間は3時間程度とする。ただし、練習試合等においては、状況によってはこの限りではない。

(活動の中止)

第7条 地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

(1) 気象及び災害等（感染症の感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき。

(2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。

(3) 緊急又は不測の事態により、指導者が活動に従事することができないとき。

(4) その他事務局が活動を中止する必要があると認めるとき。

2 活動前における中止の判断は地域クラブの指導者又は事務局が行うものとし、事前に参加者、保護者及び指導者に連絡する。

(参加の取消し)

第8条 地域クラブ活動への参加を取り消そうとする参加者の保護者は、事務局に書面をもって退会の意思を示すものとする。

2 前項の規定に関わらず、参加者が市外に転校した時点で、参加を取り消すものとする。

(参加の停止等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は当該参加者の活動への参加を停止し、又は退会させることができる。

(1) 参加費等の支払いが滞り、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、なお履行がないとき。

(2) 本規約又は地域クラブ活動の方針に違反したとき。

(3) 他の参加者又は指導者に対する迷惑行為、危険行為その他活動の円滑な運営に支障を及ぼす行為があったとき。

- (4) その他、市又は市教育委員会が、活動の継続が適当でないと認めるとき。
- 2 前項の措置を行う場合は、原則として事前に保護者へ連絡し、事情の確認を行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(活動要件)

第10条 地域クラブ活動に参加する生徒は、次の要件に従うものとする。

- (1) 地域クラブ活動を欠席するときは、事務局へ事前に連絡しなければならない。
- (2) 在籍校の学習活動や行事等の日程が地域クラブ活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先させる。この場合において、学校又は保護者が事前に地域クラブ指導者又は事務局へ連絡するものとする。

(大会等への参加)

第11条 大会等は、原則として学校部活動として参加するものとする。

- 2 練習試合等は地域クラブ活動として参加するものとする。
- 3 地域クラブとして大会等へ参加する場合は、大会主催者が定める規則等に従うものとする。

(健康管理および参加判断)

第12条 参加者の健康状態の把握および体調管理は、保護者及び本人の責任において行うものとし、体調不良等がある場合は参加を控えるものとする。

- 2 活動への参加の可否は、当日の体調等を踏まえ、保護者及び本人の判断により決定するものとする。
- 3 活動中に体調不良等が生じた場合、指導者は安全確保のための必要な対応を行うものとするが、医療行為は行わない。必要に応じて保護者へ連絡し、対応を求めるものとする。

(参加者情報等の取扱い)

第13条 地域クラブ活動に関し、事務局が取得した個人情報、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

(保険加入)

第14条 参加者の活動中の事故等に備え、事務局において必要な保険に加入するものとする。

- 2 事故等が発生した場合の対応は、当該保険の補償範囲内を基本とする。

(事故時の対応および責任)

第15条 活動中に事故等が発生した場合、指導者は安全確保のための必要な対応を行うものとする。

- 2 活動中の事故等については、事務局及び指導者は、故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 活動場所への送迎および帰宅時の安全確保は保護者の責任とし、当該事項について市又は市教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

- 2 活動に関する連絡は、事務局が指定する方法により行うものとする。
- 3 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。